

表示の変更概要について 2021年1月1日施行規則改正

2021年1月1日から船舶運送及び貯蔵規則並びに船舶による危険物の運送基準等を定める告示（以下「危告示」）等の一部改正が施行されます。これに伴う表示に関する変更概要をご案内いたします。

1. 品名に付記する化学品名の記載方法の変更

危告示別表第1備考10の特別規定SP274が以下のように改正されました。

	新	旧
SP274	<p>1 第7条の3の規定により表示する品名及び危険物明細書（コンテナ危険物明細書及び自動車等危険物明細書を含む。）に記載する品名は、括弧中に化学名（危険性を最も適切に示す2以下の成分に限る。）を付記すること。</p> <p>2 1により付記する化学名は、別表第1の品名の欄に掲げる物質（英語名にN.O.S.を含まないものに限る。）のうち備考の欄にSP274が掲げられていないものとする（国連番号が3077又は3082に該当する危険物に限る。）。</p>	<p>第7条の3の規定により表示する品名及び危険物明細書（コンテナ危険物明細書及び自動車等危険物明細書を含む。）に記載する品名は、括弧中に化学名を付記したものとする。</p> <p>（新設）</p>

特別規定SP274の改正によって品名に括弧書きで化学名を付記する方法が、危険性に起因する成分2つ以下を記載することが明確化されました。また環境有害物質（国連番号3077、3082）の品名に括弧書きで付記する化学名には、危告示別表第1の品名の欄に掲げられた品名のうち、備考の欄にSP274が掲げられていない品名を使用できるようになりました。

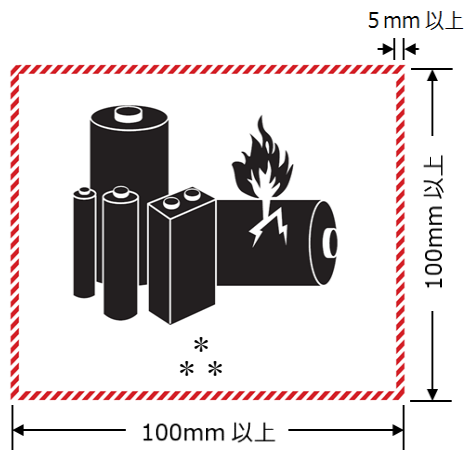
環境有害物質の品名の記載例（輸出の場合）

UN 3082 ENVIRONMENTALLY HAZARDOUS SUBSTANCE, LIQUID, N.O.S. (paint)

UN 3082 ENVIRONMENTALLY HAZARDOUS SUBSTANCE, LIQUID, N.O.S. (perfumery products)

2. リチウム電池の外装容器への表示の最小寸法の変更

危告示別表第1備考10の特別規定SP188について、リチウム電池の外装容器への表示の最小寸法が縦110mm以上、横120mm以上から縦横ともに100mm以上に改正されました。また容器が小さい場合の最小寸法も縦7.4cm以上、横10.5cm以上から縦7cm以上、横10cm以上に改正されました。なお変更は最小寸法の縮小であるため、改正前の表示も引き続きご使用いただけます。



部 分	色 彩
地	白又は表示が見やすい色
線	赤
記 号	黒

* UN の文字に続けて国連番号

** 追加情報問い合わせのための電話番号

図 リチウム電池の外装容器への表示

3. 上向き表示を表示しなければならないものの追加

上向き表示を両側面に表示しなければならないものとして従来から規定されている

- ・ 深冷液化された高圧ガスを充てんする高圧容器
- ・ 危険物を収納する圧力調整弁付き単一容器
- ・ 液体の危険物を収納する組合せ容器

に追加して、

・ 液体の危険物を内蔵している容器であって下向きにしてはならないものが規定されました。



図 第3号の2様式
上向き表示

4. 危告示第5号の2様式を窒息注意用表示に改める変更

危規則第28条第7項が以下のように改正されました。

コンテナに収納された危険物を告示で定める冷却剤で冷却する場合又は当該危険物を保護するために窒素を使用する場合は、当該コンテナの開閉扉の見やすい位置に、告示で定める様式による表示を付さなければならない。

これに伴い、危告示第5号の2様式は、従来の冷却剤注意用表示から、以下のような窒息注意用表示に改められ、使用方法を示す注も表示の下段に示すとおり改正されました。

図 第5号の2様式（第16条の2関係）
窒息注意用表示



注1 「WARNING」の文字は高さ25ミリメートル以上の赤文字又は白文字とすること。

2 下部の白地の*に高さ25ミリメートル以上の黒文字かつアルファベットの大文字で冷却剤として使用する危険物の品名（保護剤として窒素を使用する場合には、「NITROGEN」）を1行で記入すること。なお、品名に「AS COOLANT」又は「AS CONDITIONER」の文字を追記することができる。

お問い合わせは

一般財団法人 新日本検定協会 安全環境室
TEL : 03-3449-2818 FAX : 03-3449-0355
メールアドレス sklabel@shinken.or.jp

<https://www.sklabel.jp/>

SK ラベル

